

# 入学試験合格者 各位

## 名古屋芸術大学の個人情報保護法に対する取り組みについて

### 個人情報保護法に関する名古屋芸術大学の指針

名古屋芸術大学（以下「本学」という。）では、学生等の個人情報を、学生等の教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用しています。一方、個人情報は基本的人権の尊重とプライバシー保護の観点から、慎重にかつ適正に取り扱われる必要があるものです。

本学では、学生等の個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律や政令、文部科学大臣が定める指針等の基準を遵守しながら、学生個人情報の保護に努めるとともに、全学的には「名古屋自由学院個人情報保護規程」（以下「保護規程」という。）を制定し、個人情報の取得、保管、利用、提供、開示について組織的に対策を講じています。

さらに、教職員に対する全学的な教育・啓蒙活動を通じて個人情報の適正な利用と保護に努めます。

### 個人情報の保護について

個人情報をを利用する場合、保護規程に基づき、本学が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定め、個人情報の取得、保管および利用に関する本学の責務を明確にするとともに、自己に関する個人情報の開示ならびに訂正および削除の請求権を保障しています。

#### 「個人情報」とは

現在及び過去の学生並びに入学予定者等に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいいます。具体的には次のものがあげられます。

（入学志願者の個人情報項目）

志願情報、入学試験等成績・判定・選抜情報、学歴・成績情報、身元・身上情報、保証人情報 等  
(在籍学生または、本学を離籍した学生の個人情報)

身元・身上情報、学歴・学位情報、家族・親族・保証人情報、健康管理情報、学籍情報、履修・成績情報、学費納入情報、進路指導・学生指導情報、奨学生（応募）情報、課外活動情報、施設利用情報 等  
(学生の保証人等個人情報)

身元・身上情報、承諾書 等

#### 「個人情報の取得」

個人情報を取得するときは、適正かつ公正な手段により取得します。なお、思想、信条および宗教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを取得しません。

#### 「利用目的の通知等」

本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示します。利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知または公表します。

#### 「適正管理」

個人情報の紛失、漏えい又は毀損等の防止その他の個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、適切な措置を講じています。教職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適正な監督を行っています。

また、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合も同様に、個人情報の安全管理が図られるよう委託を受けた者に対する必要かつ適正な監督を行っています。

#### 「利用及び提供の制限」

取得された個人情報は、定められた目的以外のために利用及び提供することはありません。ただし、①本人の同意があるとき、②法令に基づく場合、③個人の生命、身体の安全または財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき、④その他学長が必要かつ相当の理由があると認めたときはこの限りではありません。

## 「開示」

- 1 学生等は保護規程第9条によるところの、本学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。(保有個人データ開示等請求書)
- 2 その個人情報が、個人の選考、評価、判定、学生健康記録その他に関するものであって、本学として、学生等本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるときは、その個人情報の全部または一部を開示しない場合があります。
- 3 個人情報の全部または一部を開示されないときは、その理由を学生等本人に通知します。

## 「開示請求の方法」

個人情報の開示請求は、個人情報保護管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した「保有個人データ開示等請求書」を提出することにより行います。

- (1) 所属および氏名
- (2) 個人情報の名称および記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他個人情報保護管理責任者が必要と認めた事項

## 「訂正または削除」

学生等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、個人情報保護管理責任者に対し、その訂正または削除を請求することができます。手続きは開示請求の方法と同じです。

## 「不服の申立て」

自己の個人情報に関し、保護規程第9条に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生等は、本人であることを明らかにして、学長に対し、申立てを行うことができます。

不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を学長に対し提出することにより行います。

- (1) 不服の申立てを行う者の所属および氏名
- (2) 不服申し立て事項
- (3) 不服申し立て理由
- (4) その他学長が必要と認めた事項

## 個人情報の第三者提供について

本学では、あらかじめ本人の同意を得たうえで、学生等の個人情報を以下のとおり第三者に提供することがあります。なお、これ以外に提供の必要性が生じた場合には、その都度、学生等本人から意志確認の手続きをします。

## 「学生の学業成績等に関する保証人への提供について」

本学では、保証人(保護者等)と連携した修学指導は、教育上有用な取り組みと考えておらず、1年間の成績が確定した段階で保証人宛に履修・単位取得などの情報を連絡し、修学状況・学生生活に関する問い合わせや相談に応じております。しかしながら、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、学生本人が未成年者の場合は、親権を行使するにあたり必要な権利であり、学生本人の同意の有無の如何に関わらず学業成績、修学状況等をお伝えできますが、成人の場合は、学生本人が同意しなければ、学業成績、修学状況等に関する情報を保証人にお伝えすることができません。

保証人に対する本学からの情報提供を可能にするためには、学生本人に同意をする意思表示を行なっていただかなければなりません。

## 「学生等の個人情報に関する業務を学外委託する場合の取り扱い」

本学では、保護規程に基づき、学生の個人情報に関する業務を学外に委託するときは、個人情報の保護に関する契約を締結します。

2022年11月2日

名古屋芸術大学

学長 竹本 義明